

## 2005年度 法学研究科自己点検・評価報告書

### Ⅱ 大学院における主要点検・評価項目

#### 1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標

**目標** 法学部教育の基礎の上に、法に対する理解と社会現象に適用していくためのさらに高度な法技術と実践能力、かつ豊かな教養とを身につけた自立した研究能力を有する研究者及び専門的職業人の育成を目指す。

#### A群：大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

##### ① 現状の説明

法学研究科は、法の理解における深い学識と、社会現象に適用していくための法技術と実践能力、さらには豊かな教養とを身につけた専門的職業人の育成と、日本の法学研究を担っていく優秀な研究者を養成するために、博士前期課程と博士後期課程を設けている。法学研究科には専攻として法律学専攻だけが設けられているが、法律だけでなく政治に関する科目も相当数開設されている。また、学生の希望する研究指向が多様化している実情を考慮して、伝統的な基幹科目はもちろんのこと、グローバルな時代にふさわしい国際関係や時代の先端に関する研究を希望する学生のニーズにも十分に対応できるカリキュラム編成をしている。

##### ② 点検・評価／長所と問題点

博士前期課程における高度な専門的職業人の養成、博士後期課程における研究者養成という目的は明確である。科目担当教員が最新の研究成果を踏まえて意欲的に学生の研究指導を行っているので、学生のニーズに十分に対応できるものとなっていると思われる。ただ、本学においては、法曹資格取得を目的とする法務研究科が開設されたために、司法試験を目指す者は法務研究科に移行し、また、実定法科目の研究者養成機能もある程度、法務研究科に移行することが予想される。

##### ③ 将来の改善・改革に向けた方策

司法試験以外の各種資格試験や国家及び地方公務員試験等を目指す者、マスコミ志望者や国際的機関への就職を目指す者など、法学部卒業後に改めて高度の専門知識を要する職業に就くために大学院への進学を望む者は、社会の専門化・高度化に応じて、増え続けることが予想される。また、基礎法学領域や政治学領域はもちろん、実定法領域においても、とりわけ博士後期課程の研究者養成機能への期待は、今後とも減ずることはないであろう。したがって、博士前期課程においては、専門職業人養成をより明確に意識したカリキュラムの編成が必要であるし、博士後期課程においては、今後は法務研究科の卒業生のうち研究者を目指す者を受け入れるという要請が強くなるであろうから、現在不開講となっている実定法科目などについても開講に向けて努力し、より一層の充実・強化が必要である。

#### B群：大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

##### ① 現状の説明

博士前期課程を修了した者に与えられる修士（法学）の学位は、過去5年間において49

人が取得している。これは入学者した者のほぼ全員が取得していることを意味しており、修了に要した期間も大多数のものが2年間であるので、この点においては、人材養成の目的をほぼ達成しているといえる。また、博士前期課程を修了して、司法書士、行政書士、公務員、外交官など、高度の専門的知識を要する職業についていることも報告されており、前期課程だけを終えて大学教員をはじめ研究職に就いている者も数名いる。博士後期課程に進学し、履修単位をすべて修得した後に大学の専任教員になった者は開設以来、10名を超えている。課程博士は過去5年間で0人であるが、論文博士は4人が取得している。

## ② 点検・評価／長所と問題点

高度専門職業人の養成において一定の成果を収めていることについては、正確なデータを示すことはできないが、教育を担当している者として、それなりの達成感を持っている。とくに、資格試験においては、終了後、数年の後に合格する場合も稀ではないために、進路について正確にフォローする必要がある。また、研究者養成においても、大学の教員として活躍している者の数を見る限りは、合格点をつけることができる程度に達成しているといえるであろう。

## ③ 将来の改善・改革に向けた方策

現在、高度専門職業人養成のために、学生たちの希望進路を調査して、それに相応しいカリキュラムや教員人事を構成しようと努力している。具体的には、2006年度を目処に税理士養成のために研究科独自の教員採用や科目の開設を進めている最中であり、また、他の研究科と協力して公務員を希望する者のためのカリキュラムの設定などを検討中である。

博士後期課程においては、博士論文の質を下げることなく、学位の取得を現実的に促進するために、複数教員による共同指導制度、博士論文執筆における中間報告制度、あるいは現実に即した博士論文執筆の標準期間の設定（例えば5年）とロードマップの作成の導入など、博士論文作成に向けて学生が具体的な努力を傾注することができ、それが結実するような制度設計を検討している。

## 3 学生の受け入れ

**目標** 法学研究科博士前期課程の入学試験制度や入学者等を総合的に分析し、本学法学部や他学部ならびに他大学等から出願してくる受験者を幅広く受け入れる試験制度を確立する。また建学の精神に立脚した法学・政治学のすぐれた研究者になる素質を有する者を受け入れ育成しうるように博士後期課程の入学試験のあり方についても検討する。

### （学生募集方法、入学者選抜方法）

#### A群・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

##### ① 現状の説明

法学研究科博士前期課程（募集定員15名）においては、「学内選考試験」（4月中旬出願、5月下旬選考試験）、「一般入学試験」（9月中旬出願、10月中旬選考試験）、「外国人学生入学試験」（10月上旬出願、11月下旬第1次書類選考、翌年1月中旬第2次選考試験）を実施している。

法学研究科博士後期課程（募集定員 10 名）においては「進学選考試験」（1 月中旬出願、2 月中旬選考試験）、「一般入学試験」（1 月中旬出願、2 月中旬選考試験）を実施している。

博士前期課程においては「学内選考試験」「一般入学試験」とも、試験科目として外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ハングルのうちから 1 カ国語選択、辞書使用不可）、専門科目（志望専修科目を 1 科目選択）、および面接を課している。「外国人学生入学試験」第 2 次選考試験においては専門科目（志望専修科目を 1 科目選択）、および面接（口述試験）を課している。博士後期課程においては「進学選考試験」「一般入学試験」とも、試験科目として外国語（英語・ドイツ語・フランス語のうちから 1 科目選択、ドイツ語・フランス語は辞書を貸与する、英語は辞書使用不可）、および口頭試問（専門科目を中心として）を課している。

## ②点検・評価／長所と問題点

法学研究科においては上述のいずれの試験においても、試験日の当日、筆記試験の直後に面接を課している。面接によって受験者の人物を確かめうるので、この制度はすぐれた面をもっている。しかし、人柄や人間性をみることよりも、専門知識に関する学力や学識を問うことが大学院の入学試験にふさわしいという考え方もある。今後はこのような点をふまえて面接のあり方を検討すべきであろう。

## ② 将来の改善・改革に向けた方策

法学研究科博士前期課程の外国語試験科目には、中国語とハングルが含まれている。中国語とハングルは法学部のカリキュラム（専門科目）に外書研究として開設されていない。現状においては法学部のカリキュラムと法学研究科の外国語試験とは齟齬をきたしているという意見もあるが、他大学の学生等に対する門戸開放という観点からは、現状でよいとする意見もあるので、この点については今後も慎重に検討をしていかなければならない。

博士後期課程については博士前期課程以上の研究能力（外国語の専門的文献を使用する能力を含む）が要請される。英語・ドイツ語・フランス語のうちから 1 科目選択（ドイツ語・フランス語は辞書を貸与する、英語は辞書使用不可）という現状のような外国語試験では、不十分であるとする意見もみられるので、博士後期課程の使命・理念・役割等を考慮して、改革すべきかどうかを慎重に検討することが必要である。なお、2006 年度からは、ドイツ語・フランス語についても辞書使用不可とすることが決定されている。

### （学内推薦制度）

**B 群・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性**

#### ① 現状の説明

法学研究科においては学内推薦制度ではないが、博士前期課程学内選考試験及び一般入学試験の際に、法学部での学業成績優秀者を対象にした「特別学内選考試験」を実施している。この制度は 2002 年度入学試験から導入されたものである。成績優秀の基準について当初は A（マル A 含む）の単位数が 90 単位以上としていたが、現在は G P A 3.0 以上に変更している。「特別学内選考試験」の選考方法は、「面接試験及び書類審査の結果を総合的に判断して合否を決定する」となっており、学内選考試験及び一般入学試験における外国語と専門科目の試験が免除されている。

また法学研究科では博士前期課程の学内選考試験ならびに一般入学試験の際に「司法試験合格者のための特別措置」を実施している。出願資格は「短答式試験に合格した者」である。その選考方法は、学内選考試験の際の「司法試験合格者のための特別措置」においては面接試験のみを行ない、外国語と専門科目の試験は免除されている。また、一般入学試験の際の「司法試験合格者のための特別措置」においては専門科目の試験と面接を行なうが、外国語の試験は免除されている。

#### ② 点検・評価／長所と問題点

「特別学内選考試験」による入学者は2002年度4名、2003年度1名、2004年度0名、2005年度1名であり、この制度を導入してから4年間の合計は6名となっている。

他方、「司法試験合格者のための特別措置」による入学者は過去7年間に1人もいない。

#### ③将来の改善・改革に向けた方策

「司法試験合格者のための特別措置」は過去に入学者の実績がないことを考慮して、2005年度をもって、この制度を廃止することが決定している。

### (門戸開放)

#### A群・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

##### ① 現状の説明

一般入学試験においては、他大学生及び他大学の大学院生等と本学進学者とを全く区別することなく、試験成績の順位によって受け入れている。創価大学大学院「学生募集要項」及び法学研究科への出願書類は、創価大学ホームページにアクセスすることにより誰でも容易に確認することができる。また、法学研究科の入学試験問題（過去2年分）もホームページ上で公開している。

法学研究科博士前期課程への他大学出身の入学生は、20001年度3名、2002年度1名、2003年度1名、2004年度1名、2005年度0名であり、過去5年間の合計は6名となっている。また、過去5年間の博士後期課程への他大学出身の入学生の合計は0名である。

##### ②点検・評価／長所と問題点

法学研究科は本学学生（または出身者）のみならず、他大学の学生（または出身者）が受験することを考慮して公正な入学試験を行なっているため、現状においても十分に「門戸開放」はなされていると思われる。なお、博士後期課程への他大学出身者の数が過去5年間で0人であるのは、この期間に博士後期課程に入学した者の合計が1名にすぎないものであるから、門戸開放そのものに問題があるわけではない。

##### ③将来の改善・改革に向けた方策

法学研究科博士前期課程への過去7年間の入学者数合計は39名であるが、そのうち他大学出身者は6名である（15.38%）。法学研究科学生の中に他大学出身者が占める割合を現状のように15%程度でよいと考えるか、あるいは本学出身者と他大学出身者とが混在することによって互いにより一層啓発しうるように、その割合を例えば20%～30%程度に上げる必要がないかどうかを検討すべきであろう。

### (飛び入学)

#### B群・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

### ① 現状の説明

法学研究科では「飛び入学」は実施されていない。「飛び入学」ではないが、本学法学部の「早期卒業者」を受け入れる制度を有しており、現在までに、1名が3年卒業と同時に博士前期課程に進学している。

### ② 点検・評価／長所と問題点

問題点として、「早期卒業者」の法学研究科への進学数が僅少であることを指摘することができる。「飛び入学」制度が実施されていないことは、早期卒業制度が導入されている現在、問題点とはならない。

### ③ 将来の改善・改革に向けた方策

法学研究科に「早期卒業者」を積極的に受け入れることが望ましいので、そのために学部学生等に対する広報活動等を積極的に行うことが必要である。

## (社会人の受け入れ)

### B群・社会人学生の受け入れ状況

#### ① 現状の説明

法学研究科においてはいわゆる社会人入試(社会人枠があるもの)は実施していないが、博士前期課程の一般入学試験の際に「社会人のための特別措置」を実施して社会人学生の受け入れに配慮している。

「社会人のための特別措置」によれば、その「出願資格」は「社会人として3年以上の経験を有する者、または2年以上正規の社員もしくは職員として勤務し、所属長から推薦を受け、在職のまま就学できる者」である(「学生募集要項」では、その次に5つの要件を列挙して、そのいずれかに該当する者とあるが、その部分を略す)。また、その「選考方法」については「語学試験を課さない。その他の選考方法は一般入学者試験と同じである」と記されている。

「社会人のための特別措置」によって法学研究科に入学を許可された学生は2003年に5名あった。しかし、2004年、2005年は同特別措置によって入学した学生はいなかった。

#### ② 点検・評価／長所と問題点

2005年5月の学校基本調査で社会人として報告している数は2名である。なお、学校基本調査の社会人の概念は実質的な社会人であるから、「社会人のための特別措置」の規定する社会人と若干相違している。

#### ③ 将来の改善・改革に向けた方策

「社会人のための特別措置」の適用にあたって、その適用を受ける者とその適用を受けない者との間における公平性を確保すべきである。そのために、同措置の「出願資格」について慎重に見直すことが必要である。

## (定員管理)

### A群・収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

#### ① 現状の説明

法学研究科博士前期課程の入学定員は15名、収容定員は35名である。同じく学生数は2005年5月1日現在、入学者数10名、在籍者数20名である。この現状を改善するために、

2005年から博士前期課程の一学年の定員を20人から15人に減らした。

また、博士後期課程の入学定員は10名、収容定員は30名である。同じく学生数は2005年5月1日現在、入学者数0名、在籍者数0名である。

## ② 点検・評価／長所と問題点

法学研究科博士前期課程の学生数は2005年5月1日現在、収容定員35名に対して在籍者数20名であるから、収容定員に対する在籍学生数の比率（収容定員充足率）は66.6%である。この数字は、必ずしも満足のいくものではないが、許容範囲内といえよう。

しかし、博士後期課程の学生数は2005年5月1日現在、収容定員30名に対して在籍者数0名であり（収容定員充足率0%）、また、学位授与状況は課程博士0、論文博士4となっていて、充足率の向上が望まれる。しかし、今後、研究者養成の課程の一つとして、法務研究科終了後直ちに、あるいは、司法修習を終えた後に博士後期課程に入学することを志望する者が出てくるのではないかと予想されるので、博士後期課程の定員については、なお従前のままとしている。

## ③ 将来の改善・改革に向けた方策

博士後期課程の充足率を高めることができるかどうかは、博士後期課程修了者を受け入れる社会環境に依存することでもあるので、本学及び本研究科独自の努力は必要であるが、それに限界があることも事実である。また、博士後期課程の充足率を高めるためには、博士前期課程の充足率を高めることが必要である。法学研究科博士前期課程の充足率を高めるために、本学他学部や他大学等の出身者を入学試験を通して広く受け入れるとともに、法学部から法学研究科への進学者をより一層増やすことが考えられる。そのため法学部ガイダンスにおける学生の進路指導を就職のみに偏らせないで、法学研究科へ進学して法学・政治学の専門研究を行うことを勧奨するなどの広報活動を積極的に展開することが必要である。

## 4 教員組織

**目標** 本研究科の教員組織の現状を総合的に分析し、教育および研究体制の一層の充実を図るとともに、本学の建学の精神をより具体化できる教員組織を確立する。

（教員組織）

**A群：大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性**

### ① 現状の説明

専任教員は16名で、その年齢構成は、41～50歳1名、51～60歳6名、61歳以上9名であり、これらを分野別に見ると、公法3名、私法5名、刑事法2名、国際法1名、基礎法2名、政治学3名となっている。全体的なバランスは比較的取れていると思われる。なお、博士前期課程には、現在、1年生10名、2年生10名が在学している。博士後期課程については、平成14年度に2名入学したが15年度以降は0名である。

### ② 点検・評価／長所と問題点

学生20名に対して現教員が13名という状況は、教員組織の適切性が保たれている数値で

あり、法学研究科の教育課程の種類、性格、学生数との関係に照らしてみても、十分な教員が配置されているといえる。また、大学院担当教員の能力について厳格に審査していることもあって、教員の年齢構成が高齢化傾向にあるが、この点は改善の余地がある。

### ③将来の改善・改革に向けた方策

本研究科の教員の年齢構成を見ると、やや高年齢化の傾向が見られるので、現在、法学部に所属する若手教員に対して、本学大学院教員の選任基準を早期に満たすために、積極的に研究活動を行うよう適宜助言することが必要である。

また、後述するように、法学研究科独自の専任教員の募集が可能となったので、高度の教育研究上の識見を有すると認められる中堅研究者の採用に努力を傾注する時期に来ていると思われる。

### B群：研究支援職員の充実度

#### B群：「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

該当事項なし。

### (教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)

#### A群：大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

##### ①現状の説明

法学研究科の専任教員は、研究科の基礎となる学部の専任教員として採用され、その後、「大学院教員選任基準」にしたがって選任されるという方式が従来から採られていたため、大学院独自による教員の募集はおこなわれていなかった。しかし、「大学院担当教員任用特例規程（平成11年7月15日）」が設けられたので、大学院を担当することを主たる目的とする大学院担当教授または助教授を任用することが可能となり、現在では大学院独自で専任教員の募集をおこなうことができる。

大学院担当の専任教員の任用および昇格に関する手続については、「大学院教員選任基準」および「大学院教員の選任手続に関する内規」に詳細に規定されている。

##### ②点検・評価／長所と問題点

「大学院教員選任基準」は、高度の研究・教育をおこなう者を選任するにふさわしい適切な内容であるといえる。また、「大学院教員の選任手続に関する内規」に従った選任のための具体的な手続規程は、厳正な審査をおこなうために必要かつ適正な手続を確保しているものといえる。また、これらの諸規程の運用面について特に問題となるような事例は報告されていない。

##### ③将来の改善・改革に向けた方策

現在のところ、大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続については、その内容と運用において適切性が保たれているので、特に改善・改革すべき点はないものと思われる。

### (教育・研究活動の評価)

#### B群：教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

### ①現状の説明

創価大学が編集する『研究業績一覧』が4年に一度作成されており、これにより教員の研究活動は評価されている。一方、教育活動の評価に関しては、2004年度から「教員の活動に関する自己申告書」が全学的規模において作成されている。

### ②点検・評価／長所と問題点

『研究業績一覧』は4年に一度の作成なので、時間的間隔が空きすぎているように思われる。一方、「教員の活動に関する自己申告書」を通じて、教員同士が触発し合い、研究・教育その他諸活動が一層活性化されていると思われるが、法学研究科のすべての専任教員はこの申告書を提出しているため、この点は高く評価できる。

### ③将来の改善・改革に向けた方策

法学研究科では、「教員の活動に関する自己申告書」の提出に積極的に取り組んでいるので、現在のところ、教育活動の評価に関する有効な手段は整っていると思われる。

## (大学院と他の教育・研究組織・機関等との関係)

### B群：学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

#### ①現状の説明

法学研究科においては、厳密な意味での学内外の教育研究組織間の人的交流はないが、創価大学に附置されている平和問題研究所あるいは比較文化研究所の研究員（兼任）となることを通じ、またはCOEの申請に関して研究科を横断的にまたいだ研究組織を通じて個人間の人的交流は図られている。

#### ②点検・評価／長所と問題点

法学部の専任教員で選任された者が法学研究科の専任教員となっているので、大学院と学部の人的交流について問題はない。他研究科教員との個人間の人的交流を積極的に図る教員、COEやGPの申請や採択されたプロジェクトへの参加に際して横断的に研究科をまたいで活発に研究に取り組む教員等がいる点は評価に値する。

#### ③将来の改善・改革に向けた方法

学内外の研究者との個人間の人的交流は図られているものの、教育研究機関との組織的な人的交流を図る制度はないので、この点については今後の検討課題である。

## 5 研究活動と研究環境

**目標** 教員の研究活動を活性化するため、各教員の個人レベルでの研究活動に加えて教育研究組織間の研究上の連携を進めるとともに、研究環境の整備を恒常的に点検する。

### (1) 研究活動

#### (研究活動)

### A群：論文等研究成果の発表状況

#### ①現状の説明

本学では、かねてから内外の研究機関との交流を図るために、本学教員が発表してきた研究業績を集大成して、ほぼ『研究業績一覧』を刊行してきた。最新のものは、「第9集」

(2000年4月1日～2004年3月31日)である。これによれば、研究成果の公表を行っている教員は16名であり、そこに掲載されている研究成果発表数は4年間で計136本であり、教員1人あたりの年平均は2.1本であった。

## ②点検・評価／長所と問題点

年平均2.1本という数字は、研究業績として申告されたものを、著書・論文・翻訳・判例評釈・資料等、単著・共著・編著等の区分をすることなく、申告された業績をすべて単純に合計して人数で割ったものである。全体としては概ね評価できると思われる。しかしながら、研究成果発表数に教員間で大きな隔たりが存在していることも事実である。

## ③将来の改善・改革に向けた方策

研究成果の発表数の隔たりは、専門分野の性質や教員の学内外におかれた事情にも影響されるので第一次的には個々人の継続的な努力に期待することになるが、本格的な研究を行うには相当な費用も必要となるので、科学研究費をはじめとする対外的な研究費の獲得をこれまで以上に積極的に目指す必要があるだろう。また、ここ数年、新規学会の立ち上げが目立つところであるので、伝統的な学会とともにこれら新規の学会にも積極的に参加することが望まれる。

### (教育研究組織単位間の研究上の連携)

#### A群：附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

##### ①現状の説明

附置研究所ではないが、法学関係研究施設および機関として、「東アジア法資料センター」を設置し、同センター内に「千葉正士文庫」を併設している。「東アジア法資料センター」は、法社会学会および法哲学会の重鎮であられる千葉正士先生から本学に寄贈されたアジア法ないし非西欧法研究上一つのまとまったコレクション約400冊を核とし、これに本学の教員が個人的に収集してきた韓国法、中国法、フィリッピン法、タイ法に関する寄贈図書を合わせ、東アジア法関係の資料センターとして2004年に大学院法学研究科内に開設された。なお、同センター所蔵図書のうち、千葉正士先生寄贈図書に関しては、整理の都合上、当分の間は、原則的に外部研究者からの閲覧希望を禁止し、特に研究上閲覧を認める必要がある場合に限り、図書管理責任者(法学研究科長)の許可を得てセンター内での閲覧を許可することになっている。

##### ②点検・評価／長所と問題点

東アジア法研究は、従前研究の陥穽分野と思われるが、日中韓の三国を中心にした自由貿易協定(FTA)の創設が提唱されている今日、その研究の必要性が増していることは言うまでもない。もっとも、「東アジア法資料センター」は、韓国・中国法、フィリッピン法、タイ法に関する図書を体系的に収集所蔵したわけではないので、いまだ必ずしも質・量ともに十分ではない。

##### ③将来の改善・改革に向けた方策

「東アジア法資料センター」所蔵図書の外部閲覧希望者の利用については、ウェブ上で図書内容を公表することが効果的であり、デジタルデータを大学ホームページ上で公開したいと考えている。そのための図書名等のデータ入力等の体制を整備し、受け入れ図書の充実も図りながら早期の公開を目指したい。

## (2) 研究環境

(経常的な研究条件の整備)

A群：個人研究費、研究旅費の額の適切性

A群：教員個室等の教員研究室の整備状況

学部の頁を参照。

A群：教員の研究時間を確保させる方途の適切性

A群：研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

B群：共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

学部の頁を参照。

## 6 施設・設備等

**目標** 大学院研究科専用の教室や図書室などの施設、また機器類などの設備の充実化を今後とも目指す。

### (1) 施設・設備

(施設、設備等)

A群・大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

B群・大学院専用の施設・設備の整備状況

#### ①現状の説明

大学院研究科専用の校舎はなく、法学研究科の教員や学生は、法科大学院・法学部の教員や学生と共に専ら本部棟で研究し、本部棟内にある図書資料室やパソコン室も共用している。

法学研究科の学生のための施設としては、時習館と名付けられた、法学研究科を含む文系の大学院研究科学生専用の自習用の独立した3階建て建物がある。そこには、学生に個人機が与えられ、机にある情報コンセントから研究用の学内LANに接続でき、そして法律学関係のデータベースもほぼ用意されている。また、文系大学院女子学生専用のアパートも確保されている。

#### ②点検・評価／長所と問題点

本部棟には法学系の研究室が集中し、また法学系の授業も法学部1年次より本部棟で行われているので、法学系研究者の間で、あるいは学生相互の間でのコミュニケーションがスムーズであり、この点は長所であり適切である。また、時習館には個人用机、パソコンルーム、ラウンジなどの設備があり、さらに学生一人一人に電子メールアドレスが配当され、データベースも年々充実化されていることは評価できる。

しかし、問題点としては、校内が広いため、本部棟と中央図書館や時習館との距離が長いこと、あるいは本部棟と本部棟外にある他の研究科や学部の建物との間も遠いという点をあげることができる。このことによって他分野との学問的な交流や、学際的な共同研究

の機会を減じるかもしれないという問題が浮上している。

また、法学研究科の学生は少人数なこともあって、法学研究科の授業は主として教員の研究室で行われているが、履修者が少し多くなると研究室では手狭である。

### ③将来の改善・改革に向けた方策

学校法人創価大学における校舎の改築・拡充プランの際には、5名から10名程度の授業に適した広さの教室、またはその機能を兼ねた広さの研究室、及び法学研究科の会議や教材開発のための独自の会議室を設置することが望まれる。また、研究に必須の情報機器類についても設備を向上させる必要があり、パソコンルームのさらなる増設と利用日時の延長が望まれる。

## (維持・管理体制)

### A群・施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

#### ①現状の説明

教員の研究室は教員が維持・管理を担い、東アジア法資料センターは法学研究科が担当する。また本部棟内にある図書資料室は法学部事務室が担当している。

#### ②点検・評価／長所と問題点

研究室の利用や、防火・防災に関する事項が明確に定められていることもあり、維持・管理体制が機能して大過なく今日に至っている点は長所である。ただし問題点としては危機管理への体制づくりが必ずしも充分ではない点である。

#### ③将来の改善・改革に向けた方策

通常時の維持・管理については概ね現状の体制が機能しているが、将来の災害など異常時への備えとして、例えば避難訓練や防犯対策の危機管理体制の構築が急がれる。

### B群・実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

この点は法学研究科では該当事項なし。

## (2) 情報インフラ

### B群・学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

- ・国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

#### ①現状の説明

学術資料に関しては、教員は各自の研究室に、あるいは本部棟にある図書資料室に保管している。また国内外からの学術資料については中央図書館で扱い、法学研究科や法学部の教員で利用する共同研究室で閲覧が可能である。さらに法学研究科や法学部の教員が属する「法学会」で刊行する紀要論文誌「創価法学」を学外の研究機関に送付している。なお修士・博士の学位論文については創価大学中央図書館で過去3年分を書庫内に保管している。

#### ②点検・評価／長所と問題点

学術資料の記録・保管・利用についての配慮は、現状の校舎立地から考えればいずれも

概ね適切である。問題点として、学術資料の増加に伴い、保管場所が年々手狭になっているという点をあげることができる。

### ③将来の改善・改革に向けた方策

学術資料も紙媒体のみでなく、可能なものは電子媒体にして保存すべきである。

## 7. 社会への貢献

**目標** 社会に貢献する「開かれた大学」という理念は大切であるので、法学研究科でも教育研究の成果の一端を社会に還元することについて、真剣に取り組む。

### B群・研究成果の社会への還元状況

#### ①現状の説明

法学研究科と法学部とが共に属し活動する「法学会」は、創立20周年に講演会や無料法律相談を市民向けに催した。そして2006年度の創立35周年記念事業では、社会への還元プランを検討中である。また、相当数の教員が、例えば自治体の情報公開審議会の委員や住民参加推進会議の委員に委嘱されて、政策形成に参加している。

#### ②点検・評価／長所と問題点

教員個人による種々の社会活動はあるが、法学研究科としての取り組みはなかった。

#### ③将来の改善・改革に向けた方策

この点については法学研究科の委員会ですらに恒常的に検討する。